

コーポレート・ガバナンス報告書

2024 年 9 月 20 日

株式会社トワライズ

代表取締役社長 古山 英明

問合せ先： 常務取締役経営統括部長 高田 裕文

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社の経営理念等に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることです。このためには、迅速・果斷な意思決定を行うとともに経営の透明性やステークホルダーに対する公正性の確保が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松栄株式会社	100,000	9.92
トワライズグループ従業員持株会	62,000	6.15
株式会社山陰合同銀行	50,400	5.00
第一生命保険株式会社	50,400	5.00
株式会社鳥取銀行	50,400	5.00
株式会社山口銀行	50,400	5.00
株式会社ゆめカード	50,400	5.00
米子信用金庫	50,400	5.00
一畑電気鉄道株式会社	50,400	5.00
N T S ホールディングス株式会社	50,400	5.00

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	7 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。

このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査部及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて随時会合を開催して各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、相互に連携を深めることで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
入江 道憲	公認会計士／税理士													
中村 栄治	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
入江 道憲	—	—	社外監査役の入江道憲氏は、公認会計士及び税理士資格を有し、会計・税務に関する高い見識をもって監査意見を表明していただくために社外監査役として招聘しております。
中村 栄治	—	—	社外監査役の中村栄治氏は、弁護士資格を有し、法律に関する高い見識をもって監査意見を表明していただくために社外監査役として招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施しておりません。
---------------------------	------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしておりません
該当項目に関する補足説明	
報酬等の総額が1億円を超える者がいないため個別報酬の開示はしておりません。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会について

取締役会は、取締役6名で構成されております。原則として毎月開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

(2) 監査役会について

①監査役監査の組織、人員及び手続

監査役会は、監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則として隔月開催される他、必要に応じて随時開催され、法令・定款及び監査役会規則の定めるところにより、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。

各監査役は、これらの決定に基づき、取締役会を始めとする重要な会議への出席や社長との意見交換、業務執行及び財産管理の状況調査等を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査部門と連携して監査するとともに、会計監査人及び内部監査部門と三様監査を実施するなど、お互いの情報交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

なお、社外監査役の入江道憲は、公認会計士及び税理士として、中村栄治は弁護士として相当程度の経験、見識を有しております。

②監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度における監査役会は合計8回開催しており、監査役3名は全ての監査役会に出席しております。また、取締役会へも、監査役3名ともに全て出席しております。

監査役会における主な検討事項は、監査役監査総括報告書の策定・承認、監査役監査計画の策定・承認、会計監査人の選任及び会計監査人の報酬等の同意、監査報告書の作成及び提出等であります。また、会社決算に関する事項、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、監査の状況等に関する報告を適時に実施し、これらの事項について随時意見交換をしております。

常勤監査役は、年間の監査計画に基づき、本部・営業店及び連結子会社に対する監査等を実施し、業務執行及び財産管理の状況を調査するとともに、取締役会や経営会議等の重要な会議及びリスクマネジメント統括委員会、コンプライアンス委員会等の重要な委員会に出席し、質問や意見表明を行っております。また、重要な決裁書類の閲覧や、取締役・執行役員・使用人からの業務執行状況の聴取に加え、会計監査人及び内部監査部門や内部統制部門からも適宜報告を受け、積極的な意見交換や情報収集等を行い、監査の実効性を高めており、更にグループ会社の監査役を兼任していることから連結子会社の取締役会に出席するとともに、取締役・使用人等とも適宜情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図っております。

監査役会としては、常勤監査役からの活動報告聴取、取締役会への出席等により、取締役の職務執行についての監査を行うとともに、当社及び連結子会社における内部統制システムの整備・運営状況の監視及び検証、並びに、内部統制状況の適切性・有効性を確認しております。

なお、会計監査人から監査方針、監査計画、監査の職務執行状況の説明や監査結果の報告等を受

け、必要事項を聴取し、適正な監査を実施しているのかを監視及び検証したうえで、会計監査人の職務執行評価や再任、監査方法及び結果の相当性等の判断を行っております。

(3) 内部監査について

内部監査については、代表取締役社長直轄の独立組織として3名で構成される監査部が、本社部門、各営業店および子会社等に対し、各種法令・規程等の遵守状況ならびに業務管理体制の整備・運用状況等の内部監査を実施しております。監査結果については、取締役会において定期的に報告を行うとともに、該当部署に対しては整備改善指導を実施する等、内部統制の強化に努めております。

(4) 会計監査について

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年7月期において監査を執行した公認会計士は泉淳一氏、柴田直子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士11名、その他24名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(5) 常務会について

常務会は、代表取締役社長を議長として、常勤役員、上席執行役員にて構成され、原則週一回の開催とし、必要に応じて臨時で開催しており、経営に関わる重要事項についての報告を受け、審議を行っております。

(6) 経営会議について

経営会議は、代表取締役社長を議長として、常勤役員、執行役員、本社各部室センター長、支店長にて構成され、期初に開催し、年度計画の示達と、各部重点施策・取組方針および重要事項の連携・伝達を行っております。

(7) 全店長会議について

全店長会議は、代表取締役社長を議長として、常勤役員、執行役員、本社各部室センター長、支店長にて構成され、半期の折り返しの下期初に開催し、年度計画の進捗報告と、重要事項の連携・伝達を行っております。

(8) コンプライアンス委員会について

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス統括責任者（代表取締役社長）を委員長とし、業務管理責任者、常勤取締役、本社各部室センター長をもって構成し、原則として半期に1回開催する他、必要に応じて随時開催し、コンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や実効性の検証、問題点の改善・再発防止策、その他コンプライアンス上の重要課題について、審議・協議を行い、そ

の内容を取締役会へ報告する体制としております。

(9) リスクマネジメント統括委員会について

リスクマネジメント統括委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤役員、本社各部室センター長、委員会の傘下にリスクファクターごとに検討・取組みを行う目的で設置した部会・会議（反社会的勢力対応部会、システムリスク対応部会、災害対策部会、クレーム会議、加盟店苦情対応会議、信用リスク管理部会、金利変動リスク対応部会）の責任者、疑わしい取引届出責任者、及び子会社各社の委員長が指名した役職員をもって構成し、原則として四半期に 1 回開催する他、必要に応じて随時開催し、リスクの防止及び損失等の最小化を図るため各部会・会議で検討したリスクの分析・評価、リスクへの対応等について、統合的に評価・審議を行い、その内容を取締役会へ報告する体制としております。

(10) PMS評価会議について

PMS 評価会議は、代表取締役社長、個人情報管理責任者、監査責任者、苦情・相談責任者、法令等管理責任者、教育研修責任者、C R 統括部長で構成し、毎年 1 回開催する他、必要に応じて随時開催し、個人情報の適切な保護のレベルを維持するため、個人情報保護マネジメントシステム(PMS)について定期的に評価・見直しを行っております。

(11) CR統括部について

CR 統括部は、コンプライアンス統括部門として、コンプライアンスに関する諸施策の企画・指導・法的支援を実施しているほか、リスク統括に係わる計画の策定、推進に関する事項、PMS に関する事項の取りまとめを担っており、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント統括委員会及びPMS 評価会議の事務局を担当しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由は、事業内容及び会社規模等を鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が、当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算は 7 月であり、株主総会を 10 月に開催しており、特に開催日が集中していないと考えております。
電磁的方法による	今後検討すべき事項であると考えております。

議決権の行使	
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点、海外居住の株主を想定していないため、株主総会招集通知の英文での提供は考えておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社WEBサイト上にIRページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営統括部を担当部署とし、関係各部署と連携を取りながら、IR活動を実施してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現時点、ステークホルダーの立場の尊重について規定している社内規程はございませんが、今後、策定を検討してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現時点、ステークホルダーの立場の尊重について規定している社内規程はございませんが、今後、策定を検討してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の
--

適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を、以下のとおり取締役会にて決議し、運用を行っております。

＜内部統制システムに関する基本方針＞

取締役及び取締役会は、法令等遵守が当社の経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針を定める。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- （１）役職員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領」および「行動規範」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図る。
- （２）原則として、全部署に内部管理責任者・内部管理担当者を配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンスに関する諸施策の企画・指導・法的支援を実施するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてコンプライアンスの状況やコンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について定期的に審議・協議を行い、検討事項を定期的に取締役会に付議・報告する体制とする。
- （３）コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを期毎に策定し、継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。
- （４）営業部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査規程および監査計画にしたがい内部監査を実施する。
- （５）内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為等について、当社グループの役職員が当社のコンプライアンス統括部署又は社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制とする。
- （６）マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に向け、業務の適切性を確保するための管理態勢を整備する。
- （７）反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程にしたがい、適切に保存・保管する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に基づき、リスクを統括管理するリスクマネジメント統括委員会およびリスク種類に応じた専門部会を設け、グループ会社を含めた経営諸活動全般に係る潜在するリスクを統合的に管理し、不測の事態が発生した場合の即応体制を整備する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- （１）取締役会を定例及び必要に応じて随時開催し、経営に関する重要事項を決定する。また、経営意思決定の機動性を確保するため、常務会で取締役会付議事項の事前審議を行う体制とする。
- （２）組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

5 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全体に適用する倫理綱領や行動規範を整備するとともに、これを基礎としてグループ各社の諸規程に定め、経営管理強化を図る体制とする。

(2) グループ会社は当社の内部監査部署による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役役に報告する体制とする。

6 監査役職務を補助すべき使用人、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助するための使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置することとし、その任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人が、監査役に対して、法定事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査報告、その他コンプライアンス上の重要な事項等について、速やかに報告をする体制を構築する。

8 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底する。

9 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会、常勤監査役は取締役会、常務会、その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

また、代表取締役は監査役との意見交換会を随時開催するほか、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査役との円滑な意思疎通等、連携に努め、監査役が必要な情報収集を行える体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持ちません。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

--

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

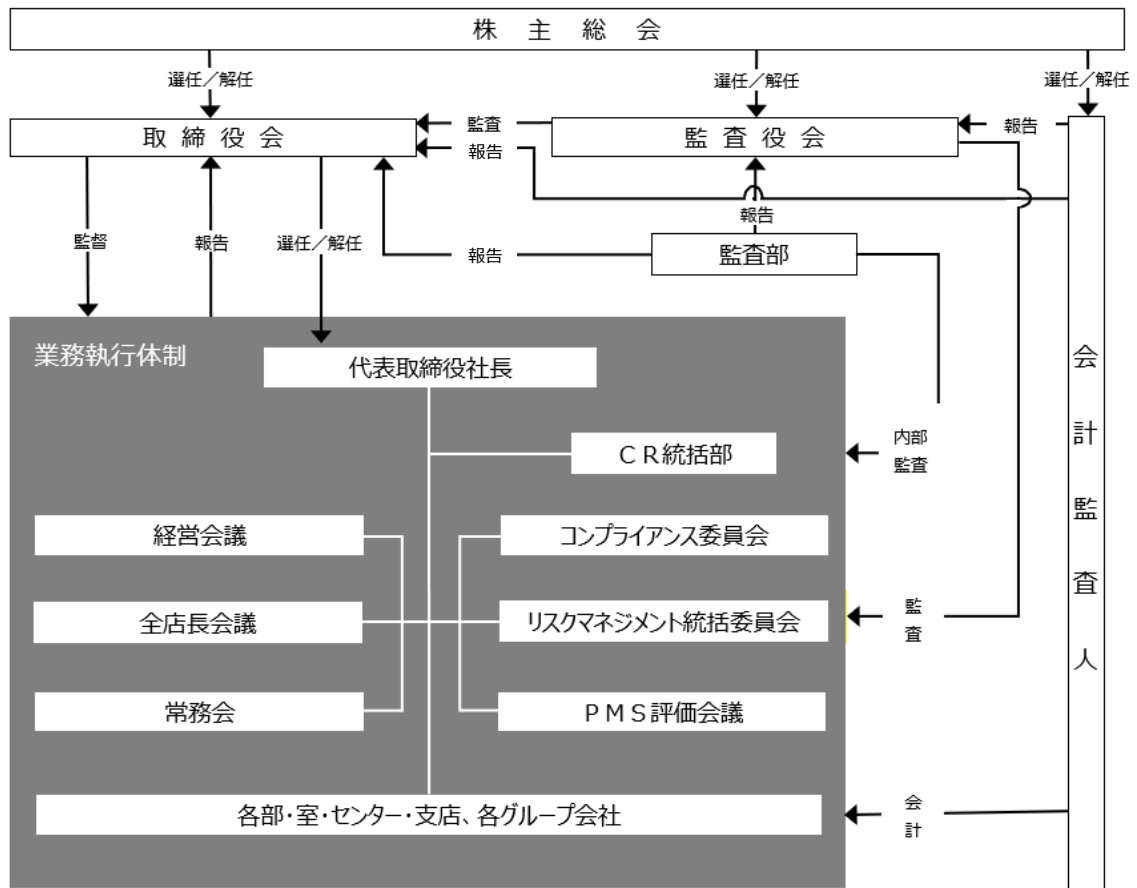
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

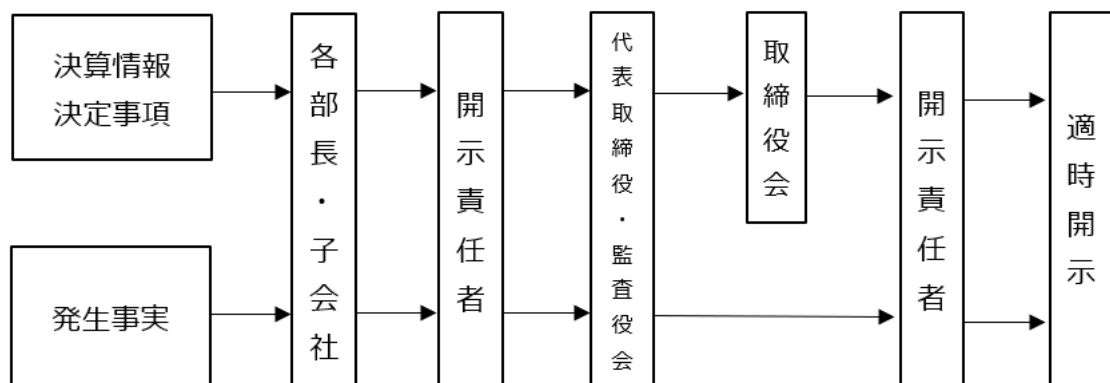
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以 上